

**未利用市有地の使用許可についての公募見積合わせ【物件番号 9】**  
**質疑に対する回答**

令和 6 年 4 月 2 6 日現在

番号	質疑	回答
1	入札参加申込に必要な印鑑証明書や納税証明書、履歴事項証明書は原本でしょうか。写しでも可でしょうか。	各証明書は、コピーの提出を可とします。なお、原本かコピーかにかかわらず、発行後 3 か月以内のものに限ります。
2	入札は代表者名・印鑑で参加しますが、開札には弊社社員が参加します。その場合、委任状が必要でしょうか。	開札の立ち会いに係る委任状は、不要です。
3	現状、設置されているフェンス及び仮囲い材（万能塀）は市の所有物でしょうか。	フェンスについては市の所有物ですが、万能塀については現在貸付中の事業者の所有物です。
4	敷地内にあるショベルカー、ジャバラゲート、白い囲い材（万能塀）、案内看板は撤去されるという認識でよろしいでしょうか。	ジャバラゲート（緑のネットフェンスを含む。）については撤去されませんが、ショベルカー、万能塀、案内看板については撤去されます。
5	現地にある盛土に関して、引渡しの際にフラットな状態で引渡しという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
6	要項の（7）入札参加申込等に ※本件入札の実施に先立ち貸付申込みを行なっている者でかつ資格要件の審査に合格したものにあっては、上記のウ～ケの書類の提出を省略することができる。とあるのですが、本件入札の実施に先立ち貸付申込みを行なっている者とは、どのような場合が適用されるのでしょうか。	貸付申込みとは、本件入札を実施するに先立って、仮に入札を行った場合にその希望者がいるかどうかを判断するために行っている制度であり、本件においては令和 6 年 4 月 1 日まで実施しておりました。よって、同日までに貸付申込書の提出をされている方に限っては、その際に既に提出をいただいているウ～ケの書類については、改めての提出を不用としております。
7	入札書の持参が申込者（社長）ではなく、担当者の場合、委任状は不要という認識でよろしいでしょうか。	法人が入札に参加する場合において、入札書に記載された名義が当該法人の代表権を有する者であり、担当者が当該入札書を

		使用者として持参している場合においては、委任状は不要となります。
--	--	----------------------------------